

広島県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六号

広島県部設置条例の一部を改正する条例

広島県部設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

広島県局設置条例

第一条中「部」を「局」に改める。

第二条を次のように改める。

（局の設置）

第二条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。

総務局

企画振興局

環境県民局

健康福祉局

商工労働局

農林水産局

土木局

都市局

第三条各号列記以外の部分中「部」を「局」に改め、同条第一号中「総務部」を「総務局」に改め、同号(四)中「他部」を「他局」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「地域振興部」を「企画振興局」に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加え、同号を同条第二号とする。

(一) 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項

第三条第四号中「県民生活部」を「環境県民局」に改め、同号(三)を次のように改め、同号を同条第三号とする。

(三) 生活環境及び自然環境の保全に関する事項

第三条第五号を削り、同条第六号中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「商工労働部」を「商工労働局」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「農林水産部」を「農林水産局」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 土木局

- (一) 道路及び河川に関する事項
- (二) 空港、港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事項（他局の主管に属する事項を除く。）

第三条第九号を削り、同条第十号中「都市部」を「都市局」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十一号を削る。

第四条に見出しとして「（局以外の組織及び分掌事務）」を付し、同条中「部の外に会計管理局を」を「会計管理部を、危機管理及び消防に関する事務を分掌させるため危機管理監を、局の外に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
（広島県水防協議会条例の一部改正）
- 2 広島県水防協議会条例（昭和二十四年広島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。
第七条中「土木部」を「土木局」に改める。
（広島県建築審査会条例の一部改正）
- 3 広島県建築審査会条例（昭和二十五年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
第八条中「都市部」を「都市局」に改める。
（広島県准看護師試験委員条例の一部改正）
- 4 広島県准看護師試験委員条例（昭和二十六年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項及び第三条中「福祉保健部長」を「健康福祉局長」に改める。
第八条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
（広島県青少年問題協議会設置条例の一部改正）
- 5 広島県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年広島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

- 第七条中「県民生活部」を「環境県民局」に改める。
- (広島県薬事審議会条例の一部改正)
- 6 広島県薬事審議会条例(昭和三十六年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
- (広島県固定資産評価審議会条例の一部改正)
- 7 広島県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「総務部」を「総務局」に改める。
- (広島県特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 8 広島県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年広島県条例第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「総務部」を「総務局」に改める。
- (広島県精神保健福祉審議会条例の一部改正)
- 9 広島県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
- (広島県都市計画審議会条例の一部改正)
- 10 広島県都市計画審議会条例(昭和四十四年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「都市部」を「都市局」に改める。
- (広島県職業能力開発審議会条例の一部改正)
- 11 広島県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
- 第七条中「商工労働部」を「商工労働局」に改める。
- (広島県開発審査会条例の一部改正)
- 12 広島県開発審査会条例(昭和四十四年広島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七条中「都市部」を「都市局」に改める。
- (広島県交通安全対策会議条例の一部改正)
- 13 広島県交通安全対策会議条例(昭和四十五年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

- 第五条中「県民生活部」を「環境県民局」に改める。
- (公害紛争の処理に関する条例の一部改正)
- 14 公害紛争の処理に関する条例(昭和四十五年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「環境部」を「環境県民局」に改める。
- (広島県障害者施策推進協議会条例の一部改正)
- 15 広島県障害者施策推進協議会条例(昭和四十七年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
- (広島県地方港湾審議会条例の一部改正)
- 16 広島県地方港湾審議会条例(昭和四十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
- 第九条中「空港港湾部」を「土木局」に改める。
- (広島県国土利用計画審議会条例の一部改正)
- 17 広島県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「県民生活部」を「環境県民局」に改める。
- (広島県土地利用審査会条例の一部改正)
- 18 広島県土地利用審査会条例(昭和四十九年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「県民生活部」を「環境県民局」に改める。
- (広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部改正)
- 19 広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例(昭和五十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。
- 第十二条中「県民生活部」を「環境県民局」に改める。
- (広島県の海に関する条例の一部改正)
- 20 広島県の海に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。
- 第十三条中「空港港湾部」を「土木局」に改める。
- (広島県環境審議会条例の一部改正)
- 21 広島県環境審議会条例(平成六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

- 第八条中「環境部」を「環境県民局」に改める。
- (広島県社会福祉審議会条例の一部改正)
- 22 広島県社会福祉審議会条例(平成十二年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
- (広島県生活衛生適正化審議会条例の一部改正)
- 23 広島県生活衛生適正化審議会条例(平成十二年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
- (広島県土地収用事業認定審議会条例の一部改正)
- 24 広島県土地収用事業認定審議会条例(平成十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。
- 第六条中「土木部」を「土木局」に改める。
- (広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)
- 25 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。
- 第九条中「総務部」を「総務局」に改める。
- (広島県総合計画審議会設置条例の一部改正)
- 26 広島県総合計画審議会設置条例(平成十七年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中「政策企画部」を「企画振興局」に改める。
- (広島県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)
- 27 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。
- (広島県公益認定等審議会条例の一部改正)
- 28 広島県公益認定等審議会条例(平成十九年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第十二条中「総務部」を「総務局」に改める。